

火葬予約システム導入等業務委託仕様書

令和3年4月

南部広域市町村圏事務組合

1 総則

(1) 目的

本発注仕様書（以下「本書」という。）は、南部広域市町村圏事務組合火葬予約システム導入等業務（以下「本件業務」という。）を実施するにあたり、プロポーザル参加者に求めるシステムの要件、機能、本件業務を実施する者（以下「受注者」という。）が遵守しなければならない性能の水準等の必要な事項を定めることを目的とする。

なお、本書に示されていない部分及び南部広域市町村圏事務組合が具体的な仕様を定めている部分において、操作性や経済性等を向上させる技術的な提案があれば、受注者と協議のうえ、採用を決定することができる。

(2) スケジュール ※契約から本稼働までのスケジュールについて提案すること

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| ① システム構築期限 | 令和3年8月27日（金） |
| ② 仮稼働 | 令和3年9月 1日（水） |
| ③ 説明会及び操作研修 | 令和3年8月30日（月） 4回
(職員向け×2回、業者向け×2回) |
| ④ 本稼働 | 令和3年10月1日（金） |

2 本件業務の範囲

(1) 構築業務

- ① 本書に示す要件、機能、性能などの要求水準に沿ったシステムの構築
- ② ①に関連する調整、試験、データ設定等の実施
- ③ 運用維持管理マニュアルの提供
- ④ 本稼働前の仮稼働の実施
- ⑤ 本稼働前のシステム各種調整の実施

(2) 保守管理業務

本書に示す要件、機能、性能等の要求水準に沿った保守及び故障修理の実施

3 構築業務の要求水準

(1) システム概要

- 1) インターネットによる予約サービスを提供するWebクラウド型システムであり、インターネット接続環境が整っていれば、いつでも、どこからでも、既存のパーソナル・コンピューター、タブレット端末、スマートフォン（以下「PC等」という。）を使って利用できること。
- 2) 予約サービスは、ソフトウェアのサービス利用料を負担し続けることにより、継続的に運用できるシステムであること。

- 3) 斎場職員並びに事前に登録を行った葬祭業者がインターネットを介し、24時間365日リアルタイムに空き状況照会及び予約の受付を実行でき、また、受付完了のメール等を受け取ることができること。
 - 4) 組合が定める必要な帳票が印刷できること。
 - 5) システム開発に必要な機能要件に関しては別紙1「機能要件一覧」を参照すること。機能要件以外でも発注者の導入目的達成に有効な機能があれば提案すること。
 - 6) 火葬場の予約は、年間5,000件以上の受付に対応できる性能を有すること。
 - 7) 直近5年間の予約データを保存できるデータベースを有すること。
 - 8) 斎場職員並びに事前に登録された葬祭業者が複数同時に利用する場合でも、各種データの整合性が保たれる排他制御の機能を有すること。
 - 9) インターネット上での不法侵入等に対応できるファイアウォール等の機能を有すること。
 - 10) 主要機器（サーバー類）を設置する環境は、日本データセンター協会（J D C C）が制定した「データセンターファシリティスタンダード」に規定される「ティア3」相当であること。
 - 11) 主要機器（サーバー類）を設置する建物の所在地は、日本国内に限定すること。
 - 12) 主要機器（サーバー類）は、運用・保守管理に関する業務の経済的負担や作業工数などを軽減できる環境に設置すること。
 - 13) 主要機器（サーバー類）は、予約サービスへのアクセス負荷などの状況を考慮し、委託業務期間中において業務に支障のない構成とすること。
 - 14) 主要機器（サーバー類）、電源、記憶装置、ネットワーク等には冗長性があり、落雷等の自然災害に対して、無停電の電源供給が自動的に行われ、これらの機器類の停止が必要な場合には安全に停止できるだけの電源供給を確保すること。また、異常が発生した際には速やかに対応できる環境にあること。
- (2) システム設定
- 1) 運用に必要な各種マスタ・データについては、斎場職員と受注者が協議のうえ、受注者が責任を持って、作成、登録すること。
(想定される主なデータ)
 - ・利用者情報（斎場職員、葬祭業者）
 - ・運用スケジュール情報
 - 2) 予約サービスで利用するWebブラウザは、少なくとも、Internet Explore（Microsoft 社）、Google Chrome（Google 社）及びSafari（Apple 社）による動作を保障すること。上記ブラウザは導入時、最新のバージョンとすること。
- (3) 運用管理
- 1) 斎場職員及び葬祭業者に対し、使用方法などに関する具体的な説明資料を準備し、説明会及び操作研修を実施すること。

- 2) 仮稼働の開始以降、本稼働後も本システム全般の操作方法を問い合わせできる窓口を受注者が用意すること。
- 3) 本稼働後、各種帳票のレイアウト変更などが必要となった場合には、その都度、斎場職員と受注者が協議の場を持ち、具体的な内容を検討して対応の是非と条件を決定すること。
- 4) 障害発生時には障害に対する保守管理業務及び連絡対応を行うこと。また緊急時には、夜間・休日も連絡可能な体制であること。
- 5) 障害対応の経過は必ず記録し、斎場職員に報告すること。

4 保守管理業務の要求水準

- (1) 主要機器（サーバー類）は、予期せぬハードウェア障害への対策がされていること。
- (2) 本システムを正常な状態で継続的に稼働させるため、常時監視で保守対応できること。
- (3) 緊急時の対応として、本システムの各種データが格納されたデータベースを復旧できる環境と体制を準備すること。
- (4) サービスを停止することなく、自動でバックアップデータを作成し、システム稼働領域とは別の場所に保存できること。
- (5) 本システムに障害が発生した場合には、バックアップされている各種データを用いて、前日までの状態に復旧できること。
- (6) 故障原因を特定するために必要なイベント・ログ等のファイルを1年間保管し、確認できること。
- (7) 不測の事態が発生した場合にも、障害の切り分けやメンテナンスなどが実施できる機能を有すること。その際のセキュリティは万全であること。
- (8) 組合の機構改正や斎場に関する制度改正などにより、本システムのマスタ・データ等の基本的な情報を設定しなおすべき事態となった場合には、組合職員及び斎場職員と受注者が協議の場を持ち、保守契約の範囲内で該当するデータ変更を実施すること。なお、保守契約の範囲を超える場合については、両者にてその対応を協議する。

5 セキュリティ

- (1) 組合が定めている個人情報を含む情報セキュリティ対策を万全にすること。
- (2) 予約登録などによる全てのデータ更新内容（利用者名、更新日時を含む）のイベント・ログ及び操作ログが確認できること。
- (3) SSL通信を実現するために必要な基本機能を有すること。また、サーバー証明書をインストールし、256ビット鍵長のSSL暗号化に対応できる機能を有すること。
- (4) セキュリティを担保するためウイルス対策ソフトウェアについては、受注者がその導入及び各種設定を実施すること。

- (5) 受注者は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：ISO/IEC 27001）、プライバシーマークもしくはそれらと同等以上の公的認定を継続的に取得していること。
- (6) ドメインは受注者が取得すること。
- (7) 脆弱性が発見された場合等、必要なOS、ミドルウェアのバージョンアップに無償で対応すること。
- (8) 情報収集及び脆弱性確認を行い、可能な限り速やかにパッチを当てる等、常に必要に応じたセキュリティ対策を行うこと。
- (9) ウイルス対策ソフト開発元のアップデート後、速やかに適用作業を実施すること。また、最新のウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを行うこと。

6 納品書

各電子データ 1 部、紙媒体 1 部

- ・プロジェクト計画書
- ・システム操作マニュアル(管理者用・一般用)
- ・打ち合わせ議事録

7 その他

- (1) 本書で示されていない部分や、システム構築前に取り決めるべき詳細な内容については、受注者と別途協議のうえ決定する。
- (2) 本サービスの利用期間の満了時において、次期システムへのデータ等の移行支援を行うこと。